

# 税

## の申告時期です

【期間】2月18日(月)～3月15日(金)

＝申告は正しくお早めに!!＝

平成24年分所得の申告時期となりました。平成24年1月1日から12月31日までの1年間の所得を計算の上、申告してください。申告の対象は、所得税、個人事業税、市県民税、国民健康保険税です。申告相談会場および時間は、次ページの一覧表のとおりです。気軽に相談してください。

なお、事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円を超える方)や不動産の譲渡所得・住宅借入金等特別控除のある方、青色申告をする方は、税務署で相談してください。《問合せ》税務課市民税係 ☎21-9045

### ◆期限内に必ず申告を!

申告書は、所得証明書、年齢福祉年金、福祉医療(老人医療等)・児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居などの手続きに必要な資料となります。申告がないと、これらに関する諸証明書が発行できませんので、期限内に申告してください。

### ◆必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

相談にお越しになる前に「平成25年度市県民税申告の手引」をよく読み、帳簿など

は必ず整理しておいてください。来庁時には、申告者本人が申告書を作成記入の上、必要な書類・証明書・印鑑を必ず持参してください。帳簿の整理ができていない場合や、必要書類がない場合は、相談をお断りすることがあります。



また、3月15日の申告期限間近は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早めにお越

してください。

なお、所得税・消費税の申告をする方は税務署、じばさん但馬などでの申告相談を利用してください。



### 市県民税・国民健康保険税の申告

### ◆申告の必要な方

平成25年1月1日現在、市内に住所があり、平成24年中に所得のあった次の方

- ・国民健康保険加入世帯の方(「低所得者軽減」の関係で、所得の有無にかかわらず申告書の提出が必要な場合があります)
- ・給与所得のほかに所得のある方
- ・2カ所以上から給与所得のある方
- ・雑損控除、医療費控除、寄附金控除の適用を受けようとする方

### ◆申告の不要な方

とする方

- ・所得税の確定申告をする方
- ・給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていて他に所得がない方
- ・収入が公的年金のみの方(年金額により申告が必要な場合があります)。
- ※扶養親族などで申告の不要な方であっても、所得課税証明の交付を受けるには、申告が必要となる場合があります。



### ◆75歳以上の後期高齢者医療対象の方

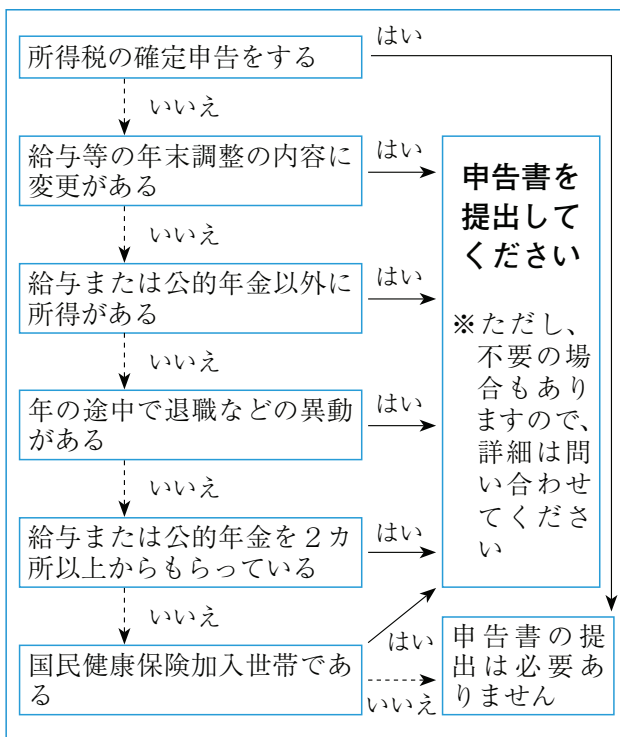
税法では申告が不要な場合でも、後期高齢者医療の保険料を算定する上で、申告が必要な場合があります。詳細は、市民課国民健康保険係へ問い合わせてください。



### ◆市県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)の配布

昨年市県民税申告書を提出し、今年も申告が必要と思われる方には、1月下旬に郵送します。

### 市県民税申告書兼国民健康保険税申告書提出の要否



税の申告

◆所得申告用固定資産税明細書の廃止

所得税、市県民税申告用として希望者の方にお渡ししていた「所得申告用固定資産税明細書」は、「固定資産税納税通知書」に同封されている固定資産課税明細書で代用できるため廃止しました。

国民健康保険に加入の皆さんへ

例年1月中旬に、全ての加入世帯に送付していた「国民健康保険税納付済額のお知らせ」は、経費削減のため今年から廃止しました。

所得申告には、証明書類の添付は不要ですので、前年の1月から12月までに納付された領収書などで計算した金額を記入してください。

なお、計算方法などが分からない場合は、問い合わせてください(電話で納付済額を回答することはできません)。



《問合せ》税務課収税係  
☎ 23-11118

申告相談会場・時間一覧表

申告相談会場	2月										3月										相談時間 ( )は受付時間 税務署以外は12:00~13:00の間、相談を行っていません。
	18	19	20	21	22	25	26	27	28	1	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	
豊岡税務署 1階	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	9:00~17:00
市役所本庁東庁舎別館 3階 城崎総合支所 竹野総合支所 日高総合支所 出石総合支所 但東総合支所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(8:30~16:00)
じばさん但馬 6階		●		●	●	●	●	●	●	●		●									(9:30~16:00)
城崎大会議館 2階			●						●												
豊岡市商工会竹野支所 1階			●			●		●		●											
豊岡市商工会日高支所 2階			●	●		●	●		●	●											
豊岡市商工会出石支所 1階			●		●		●		●												
但馬ちりめん振興館				●				●													

- ※◎印は所得税の確定申告、●印は税理士による所得税の確定申告(土地・建物の譲渡所得に関する指導・相談は行っていません)、○印は市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可)の相談を行います。都合の良い日時・会場を利用してください。
- ※市役所本庁舎は、新庁舎建設工事のため、駐車場に限りがあります。お越しの際はできるだけ豊岡駅前駐車場または公共交通機関を利用してください。
- ※豊岡税務署は、駐車場に限りがあります。お越しの際はできるだけ公共交通機関を利用してください。

■夜間相談

月日	相談会場	受付時間
3月1日 (金)	・市役所本庁東庁舎別館 3階 ・城崎総合支所 ・竹野総合支所 ・日高総合支所 ・出石総合支所 ・但東総合支所	18:00 } 20:00

■休日相談

月日	相談会場	受付時間
3月10日 (日)	・市役所本庁東庁舎別館 3階 ・城崎総合支所 ・竹野総合支所 ・日高総合支所 ・出石総合支所 ・但東総合支所	8:30 } 11:30

※市役所本庁および各総合支所での申告相談の午前の受付は11時30分までです。人数制限をしますので、早めに終了する場合があります(夜間相談・休日相談も人数制限をします)。